

2026年6月26日

株主の皆さまへ

株式会社京葉銀行

### 第120期定時株主総会 事前質問への回答について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行第120期定時株主総会開催に先立ち、多数のご質問・ご意見をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご質問・ご意見のうち、株主の皆さまのご関心の高いと思われる事項等について、以下のとおりご回答いたします。

株主の皆さまには、今後ともご支援賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### 記

質問 1	地銀再編についての考え方や、地元他行が予定する経営統合の影響およびそれに対する当行の戦略について
回答	<p>再編や経営統合というテーマは、常に選択肢の一つとして念頭に置いております。但し、それはあくまで、当行の成長戦略の実現に向けた手段の一つとしてであり、戦略の必要絶対条件とは考えておりません。当行は、千葉県という肥沃なマーケットにおいて、預金で約10%、貸出では約18%というシェアをいただく中、今後も特徴ある質の高いサービスで、地域とより多くのお客さまに貢献していくことが、我々の使命と考えております。それには、コストコントロールなども重要で、そのための外部連携については、既存の業務提携先に加え、他業態との連携等も含めて、今後、一層積極的に活用していく方針です。そうした連携の延長線上に、成長戦略の実現に向けたより効果的な手段として、再編等を具体的に検討することは有り得るものと考えております。</p> <p>地元他行の経営統合については、この事象によって当行の営業戦略や為すべきことが、これまでと大きく変わることはありません。戦略の中核は、当行らしさを追求した課題解決型営業の進化、つまり、お客さま第一に基づくサービスの質の向上であります。一層親しみやすく、安心して相談できる銀行となることで、法個人を問わず、「お客さまをよく知り、目指すゴールへ伴走できるビジネスモデル」を確立し、成長の好循環を生み出していきます。今後も県民の皆様への健全な選択肢として、地域とお客様の豊かな未来をともに築いていくことに、全力で取り組んでまいります。</p>

質問 2	2027年3月期の業績予想の前提としている政策金利について
回答	<p>2027年3月期の業績予想の前提となる金利水準につきましては、政策金利が今年度中に0.75%から1.00%に変更となり、2026年10月より当行の預金、貸出に変更の影響が及ぶ前提で策定しております。なお、6月16日の金融政策決定会合において、日本銀行が政策金利の引き上げを発表しましたが、当行の2026年度の業績に与える影響については限定的であることを確認しております。</p>

質問 3	2027年3月期の配当予測について
回答	<p>当行では資本政策の基本方針として、「銀行業の公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めるとともに、ステークホルダーへの適切な利益配分を行う」こととしております。</p> <p>株主さまへの還元につきましては、2026年5月に方針の変更を公表し、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的な増加を基本として、総還元性向40%程度から、配当性向40%以上といたしました。</p> <p>この方針に従い、2027年3月期の配当は年間66円とし、年間24円の増配予想としております。なお、配当につきましては、6年連続の増配となります。引き続き、健全性、資本効率及び株主さま還元の最適なバランスを追求し、企業価値向上へ向け取り組んでまいります。</p>

質問 4	株主優待制度のさらなる充実について
回答	<p>「株主優待制度をもっと充実させてほしい」というご要望を複数いただきました。</p> <p>具体的には、制度の対象となる株式数の引下げ、金利優遇コースの金利優遇幅拡大、長期保有している株主さまへの優遇策の検討、そして千葉県の特産品贈呈の追加です。</p> <p>株主優待制度に関しては、上記のように「制度の更なる充実を望む」ご意見がある一方、「株主平等の観点から、株主優待制度を止めて配当や自社株買いを検討すべき」との考え方もございます。</p> <p>当行は、より多くの投資家の皆さまが、当行の株式に関心を持ち、購入のきっかけとしていただくこと、またすでに保有されている株主さまに追加購入や、長期保有していただくことを期待して、株主優待制度を実施しております。</p> <p>今後につきましても、幅広く株主の皆さまからのご意見を伺いながら、「費用対効果」や「株式市場からの評価」などを考慮し、より魅力のある株主優待制度をご提供できるよう検討してまいります。</p>

質問 5	貸金庫に関する不祥事の有無と不正防止対策について
回答	<p>当行にて不祥事案等の問題は一切発生しておりません。</p> <p>行員による不正の可能性を完全に排除すべく、これまで各支店にて保管しておりました銀行保管鍵を、本部にて一括して保管する方式に変更いたしました。</p> <p>なお、金融庁による監督指針改正、全銀協による約款改定のひな型策定に合わせ当行約款を改定し、現金等を格納可能な物品から除外する対応につきましても2026年4月より開始いたしました。</p>